

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人成山園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成山園定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは定款第21条に基づき理事及び監事を言う。

2 評議員とは、定款第8条に基づき置かれる者をいう

3 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものを言う。

4 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

5 費用とは、旅費規定において職務遂行に伴い発生する交通費、日当等を言い、報酬とは区別される。

理事・評議員会・評議員選任・解任委員会の費用弁償			
日当	5,000円	旅費	市内 500円
			市外 1,000円

(理事長の職務)

第3条 理事長は社会福祉法人成山園の最高経営者として理事会、評議員会を開催し、その業務を法、及び定款その他の規則に基づいて執行する。

(報酬等の支給)

第4条 役員及び評議員は無報酬とする。ただし、理事長に対して、各号に定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。 (法第45条の35第1項)

2 前項の理事長報酬額は、評議員会で承認された額とする (法第45条の35第2項)

3 理事長の報酬総額は、年間300万円とし、12分の1を各月に支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する (法第59条の2)

(その他)

第6条 以上の定めるもののほか、必要な事項は評議員会の承認を経て定める。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。